

STOP ヤミ耕作

～ 「利用権の設定」を進めましょう ～

- 各農家の実際の耕作面積と、農業委員会が把握している農地台帳での耕作面積には差があります!!

農地の貸し借りは農業委員会への手続きが必要です。

あなたのところに、こんな農地はありませんか？

- ・昔から、くち約束だけで借りて（貸して）いる。
- ・親戚、知人などに信頼だけで借りて（貸して）いる。



- 未相続の農地は、相続人の過半の同意があれば手続きすることができます。
- 市街化農地の貸し借りは手続きが異なります。

- 手続きをしないと こんな問題が・・・

農地所有者



- ・どこを誰が借りているのかわからない
- ・どこにあるのかもわからない
- ・突然返されても困るなあ

借り手



- ・昔から耕作しているけど誰から借りているかわからない
- ・もう返したいけど、誰に言えばいいの？
- ・返したら荒れちゃうなあ

ヤミ耕作はトラブルのもと。必ず農業委員会への手続きを！



くち約束など、法律に基づく手続きをしていない農地の貸し借りは、公に効力はなく、権利関係は不安定です。お互いのトラブル回避のためにも、必ず利用権設定等の正規の手続きをしましょう。ヤミ耕作は、農地法違反です。

『利用権の設定』の方法

- ① 農地所有者と借り手の双方で相談し、「農用地利用権設定等申出書（3枚複写）」を作成します。（用紙は各行政センターにあります。市ホームページにも様式のデータを載せてありますので、ご利用ください。）
- ② 申出書を農業委員会に提出します。委員会で承認した後、農地所有者と借り手あてに控え（保存用）を郵送します。
- ③ 貸借期間が終わる頃、農業委員会から農地所有者と借り手あてに、終了する旨の通知を送ります。（再設定をすることもできます。）

【注目!!】農地中間管理事業

県農林公社が仲介し、農地を借り受け、まとめて担い手に貸し付ける地域もあります。是非、検討ください。

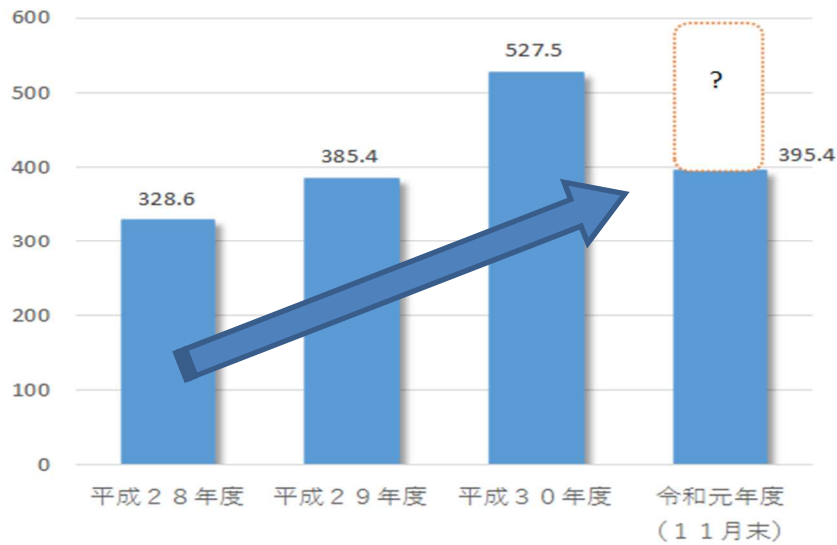
農地中間管理事業については 農業振興課 ☎048-588-9990
利用権の設定については 農業委員会事務局 ☎048-588-9985



市ホームページ

～～ 利用権の設定が大幅に増えています。 ～～

進む、農地の「利用権」設定



～～ お宅の農地を把握しましょう ～～



農地の台帳&位置図を 交付(有料)します。

- (1) 所有する農地を一覧表にした「**農地台帳(写し)**」と
- (2) 農地の場所を大まかに示す農地の「**位置図(写し)**」
(市街化農地を除く)を交付します。

お宅の農地をしっかりと把握、適正な管理や貸し借りにご活用ください。

【交付の場所】

熊谷市農業委員会事務局(妻沼庁舎内)

【交付対象者】

市内に田畑を所有する本人、同一世帯の方、
委任状をお持ちの方
(保険証、免許証など本人確認ができる書類を
ご持参ください。)

【交付手数料】

- (1) 農地台帳の写し 1通 200円
- (2) 農地の位置図の写し A3版カラー1枚 300円、1枚増すごとに100円



HP、申請書様式あります。

【留意点】

農地の位置図は、農地の配置を示す、大まかな参考図です。境界の特定や求積の資料ではなく、法的な証明力はありません。航空写真、分筆等の情報は最新のものではありません。